

令和元年度事業結果の解説

令和元年4月1日～令和2年3月31日

認定特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構

1 国、自治体、経済界等との連携協働

(1) 平成29年12月に策定された政府の再犯防止推進計画において、就労支援を社会全体で推進する目標が示された。そこで、全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）は、令和元年度において以下のような連携協働を進めた。

ア 全国機構及び各都道府県就労支援事業者機構（以下「都道府県機構」という。）が就労支援充実の方策を協議する「地方別就労支援協議会」については、法務省と共催し、都道府県機構、矯正施設及び保護観察所の就労支援担当職員が出席し、就労支援の効果的な連携方法について協議した。

イ 全国機構と法務省が一体となって、経団連、経済同友会、日本商工会議所などの経済団体に対して出所者等の雇用、協力雇用主の登録などについて要請した。全国機構は全国商工会連合会の協力を得て「日本全国物産展」において、出展企業や来場者に協力雇用主登録のキャンペーンを実施した。

ウ 法務省と共催して、経団連会員に対する矯正施設等見学会を実施した。

(2) 都道府県機構においては、引き続き地方自治体に対して、協力雇用主に対する入札優遇制度の導入や自治体による非行少年の雇用を要請した。自治体からは、職場定着の支援、就労者の生活サポートなどについて、都道府県機構への委託や協力依頼が複数あった。

2 就労支援事業の推進

刑務所出所者等の雇用の拡大を図るため、協力雇用主の開拓、積極的マッチングによる就労促進、出所者等を雇用した後の職場定着のための見守り支援などに努めた。

その結果、国に登録する協力雇用主数は、令和元年12月末で23,688社（平成30年12月末22,330社）と順調に増加している。平成26年の犯罪対策閣僚会議において設定された「実際に雇用している協力雇用主数を2020年までに1,500社にする」政府目標については、昨年10月時点で1,556社となり、目標を達成することができた。就労支援事業者機構の事業結果が大きく寄与しているものとする。

(1) 都道府県機構を通じた事業の推進

ア 雇用の受け入れに協力する事業者（協力雇用主）の拡大

- ① 協力雇用主登録要請対象企業数 4,763社
- ② うち登録企業数 3,021社
- ③ 機構会員協力雇用主数

16,934事業者（前年度15,864事業者）

イ 雇用された就労支援対象者数 2,738人（前年度3,203人）

うち雇用に関わる支援を機構が実施した数 2,480人（前年度1,690人）

(注)「雇用された就労支援対象者数」は主に出所後の就労支援対象者の雇用実績が報告されている。最近では刑務所受刑中に就労先の採用が内定する者が増加し、雇

用の約3分の1を占めるようになっており、出所後に就職決定した者の割合が減少しているが、都道府県機構の就労支援は受刑中の者にも及んでおり、全体として就労支援実績は拡大している。

ウ 協力雇用主に対する支援

- ① 雇入れのノウハウ等についての相談、助言、雇用意欲の喚起、不安の軽減等の支援
5, 167社
- ② 募集採用活動に対する支援 7, 471社
- ③ 雇用及び雇用活動に対する経済的支援（雇用助成金、定着奨励金、面接旅費助成等）
2, 060社 25, 037, 960円
（前年度 2, 515社 25, 162, 809円）

エ 就労支援対象者に対する支援

- ① 職業指導、就労意欲の喚起、求職活動ノウハウの向上等の支援
5, 798人
- ② 求職活動に対する支援
4, 731人
- ③ 求職・就労に対する経済的支援（面接旅費、就労準備（健康診断、作業着購入等）、職業訓練等）
1, 041件 8, 092, 322円
（前年度 571件 4, 996, 511円）
- ④ 就労後の見守り（職場定着支援）
2, 256人

オ 都道府県機構の取り組みに対する全国機構の助成

全国機構は各地の機構に対し地方組織活動助成費として総額74, 879, 300円の事業費の助成を行った。（前年度：62, 944, 420円）

(2) 全国機構の事業の推進

ア 身元保証事業

令和元年度中に実施した身元保証件数は2, 018件であり、その内訳は次のとおり。

- ① 保護観察対象者等に対する身元保証 2, 013件（前年度2, 179件）
- ② 福岡県が行う非行少年等に対する身元保証 4件（前年度9件）
- ③ 高知県が行う非行少年等に対する身元保証 1件（昨年度0件）

また、損害を受けた雇用主に対する見舞金の支払い件数は51件であり、支払総額は7, 603, 015円であった。

イ 顕彰事業

都道府県機構等の組織運営、就労支援事業に多大な功績のあった者に対して表彰状又は感謝状を贈呈し、その功績を広く周知した。

ウ 全国就労支援事業者機構としての広報啓発・研究事業等

- ① リーフレット「再犯のない社会へ」を印刷し、関係先に配付した。
- ② 広報紙「全国就労支援事業者機構ニュース」を3回発行した（令和元年6月、10月、令和2年1月）。
- ③ 二種会員（企業及び弁護士・公証人）を対象に矯正施設等見学会（千葉刑務所（令和

元年9月)、東京拘置所及び更生保護施設真哉会(令和2年2月))を開催し、受刑者に対する職業訓練等の実情等、出所後の生活等について理解を深めた。

④ 上記1の(1)の通り法務省と連携しての広報活動に努めた。

エ 自立支援事業

国立の沼田町就業支援センター(少年院仮退院者等の訓練等を実施)、茨城就業支援センター(刑務所仮釈放者等の訓練等を実施)等を退所する12人に対し自立準備に必要な助成を行った。また、資格取得に対する費用助成を4人に行った。さらに、農業訓練を行う沼田町就業支援センターが実施する農業体験セミナー参加者1人に旅費を支給した。

オ 厚生労働省の事業の受託

厚生労働省が公募した令和元年度の「刑務所出所者等就労支援事業」を受託し、職場体験講習、トライアル雇用助成金、セミナー及び事業所見学会費用の支給並びに5地域(東京、神奈川、愛知、大阪、福岡)における協力雇用主等支援事業(出所者等専用求人の開拓等)の各事業を実施した。このうち、出所者等専用求人の開拓については、9,763人の求人を開拓し、厚労省の設定した目標数7,200人を達成した。求人開拓用のリーフレット「手から手へつなぐ思いやり」を印刷し関係先に配付した。

3 全国機構組織について

(1) 会員について

令和元年度末の全国機構の会員数は総数で776会員である。また、会員のうち、会員開拓の重点対象である二種法人(企業)会員は426企業(前年度437企業)であり、前年度末に比べ11企業の減となった。特に、倒産や業績の不振を理由とする退会が目立った。

会員の確保は、関係する法人・個人に対する個別開拓を行ってきたところであるが、今後は、経済団体に対する要請やホームページによる広報周知など、効果的かつ幅広い層への呼びかけを進めていくこととする。

(2) 会費収入

上記のとおり、会員数が減少したため、令和元年度の会費収入は56,108,000円(前年度57,075,000円)であり、前年度に比べ、967,000円の減少となった。なお、一般社団法人日本経済団体連合会のご協力のもと、就労支援事業強化のための会費増額にご協力をいただいた二種法人(企業)会員は32企業であった。

(3) 寄付・助成金

更生保護法人日本更生保護協会、公益財団法人矯正協会から助成金、一般社団法人日本民営鉄道協会から寄付金を得た。また、株式会社ひまわりサービスから更生保護法人更生保護振興財団を通じて助成金を得た。

4 都道府県機構の就労支援実施体制の充実のための支援

更生保護法人日本更生保護協会と協働して平成25年10月に開始した「就労支援スタッフを配置する費用の助成」(就労支援事業の担い手がない都道府県機構を対象とする)について、令和元年度は、旭川、青森、茨城、新潟、長野、福井、三重、滋賀、奈良、愛媛、熊本及び鹿児島12機構に助成を行った。